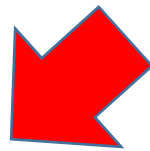
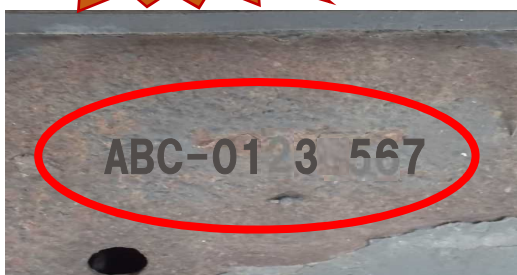


車台番号、原動機型式の 腐食防止をお願いします！

- ◆ 冬期間に道路に散布される凍結防止剤や潮風などの影響により、フレーム、エンジン等に刻印されている「車台番号」や「原動機型式」が腐食し、不鮮明になり確認できなくなる事案が発生しております。
- ◆ 「車台番号」及び「原動機型式」は、個々の自動車を特定するために非常に重要なものです。これらが腐食等により確認できなくなると、自動車の特定ができないため、最悪の場合、車検などの手続きが行えなくなることがあります。
- ◆ 「車台番号」及び「原動機型式」が腐食等により確認できなくなった場合は、国の職権による再打刻を実施しなければなりません。その際は、自動車メーカーの製作証明書を取り寄せていただくことがあるなど、手続きに時間や手間がかかります。
- ◆ 点検整備等の機会において、「車台番号」及び「原動機型式」にも注意を払い、必要に応じて防錆対策等を施すとともに、使用者への注意を促していただけますようお願いいたします。



防錆対策等をしないと...



不鮮明になる場合が...

※車台番号等が不鮮明となった場合における職権による再打刻の申請については、登録番号を管轄する運輸支局・検査登録事務所にご相談ください。